

令和 7 年 度 実 施

下 田 市 職 員 採 用 試 験 案 内

令和 8 年 4 月採用（夏日程）

○一般事務職 ①（大卒・短大卒）

※大卒：32 歳以下、短大卒：30 歳以下、身体障害者：35 歳以下

○一般事務職②、③（情報処理）

※②：32 歳以下、③：50 歳以下

○技術職①・②・③（土木・建築・都市計画）

※50 歳以下

○技術職④（水道）※40 歳以下

○保健師又は助産師 ※50 歳以下

○管理栄養士 ※45 歳以下

○保育士・保育教諭 ※40 歳以下

受付期間 令和 7 年 5 月 12 日（月）～ 6 月 16 日（月）

試 験 日 令和 7 年 7 月 6 日（日）

～試験は S P I 3 を利用します～

【申込・問合せ先】

下田市役所 総務課 人事係

〒415-0011 静岡県下田市河内 101 番地の 1

TEL (0558) 22-3911（内線 2522） E-mail: jinji@city.shimoda.lg.jp

下 田 市 職 員 試 験 委 員 会

下田市職員採用試験案内

下田市職員試験委員会

次のとおり下田市職員採用試験を行います。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
A：一般事務職① (大卒・短大卒)	若干名	一般行政事務に従事します。
B：一般事務職② (情報処理・資格)	若干名	情報処理業務、一般行政事務に従事します。
C：一般事務職③ (情報処理・経験者)	若干名	情報処理業務、一般行政事務に従事します。
D：技術職①(土木・建築)	若干名	土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
E：技術職②(土木・建築)	若干名	土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
F：技術職③(都市計画)	若干名	都市計画、土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
G：技術職④(水道)	1名	水道業務、一般行政事務に従事します。
H：保健師又は助産師	若干名	保健指導又は母子保健の業務、一般行政事務に従事します。
I：管理栄養士	1名	給食業務、一般行政事務に従事します。
J：保育士・保育教諭	若干名	保育士、保育教諭として従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。場合によっては、任用替え等があります。

2 受験資格

職 種	受 験 資 格						
一般事務職① (大卒・短大卒)	学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和8年3月に卒業見込みの方。 (1) 大学卒・・・平成5年4月2日以降に生まれた方 (32歳以下) (2) 短大卒・・・平成7年4月2日以降に生まれた方 (30歳以下) ▼ 身体障害者の方は、身体障害者手帳の交付を受け、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和8年3月卒業見込みで、平成2年4月2日以降に生まれ、(35歳以下)、かつ介助者なしで職務の遂行が可能であり、活字印刷文による出題に対応できる方						
一般事務職② (情報処理・資格)	学校教育法における大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和8年3月に卒業見込みで、平成5年4月2日以降に生まれ(32歳以下)、かつ、以下に該当する方 ①独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の(ア)～(ス)のいずれかの試験に合格している方 (ア) 基本情報技術者試験 (イ) 応用情報技術者試験 (ウ) ITストラテジスト試験 (エ) システムアーキテクト試験 (オ) プロジェクトマネージャ試験 (カ) ネットワークスペシャリスト試験 (キ) データベーススペシャリスト試験 (ク) ITサービスマネージャ試験 (ケ) システム監査技術者試験 (コ) 情報セキュリティマネジメント試験 (サ) 情報処理安全確保支援士試験 (シ) 情報セキュリティスペシャリスト試験 (ス) エンデベッドシステムスペシャリスト試験						
一般事務職③ (情報処理・経験者)	昭和50年4月2日以降に生まれ(50歳以下)、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、下記の要件を満たす方。 ① 令和8年4月1日現在、民間企業等で「別表」に記載する職種の職務経験が通算して5年以上かつ直近5年中3年以上(休職等で休んでいた期間は除く)ある方。 別表 <table border="1"> <tr> <td>① ITコンサルタント</td><td>② システムエンジニア</td></tr> <tr> <td>③ ネットワークエンジニア</td><td>④ セキュリティエンジニア</td></tr> <tr> <td>⑤ プロジェクトマネージャ</td><td>⑥ セールスエンジニア</td></tr> </table>	① ITコンサルタント	② システムエンジニア	③ ネットワークエンジニア	④ セキュリティエンジニア	⑤ プロジェクトマネージャ	⑥ セールスエンジニア
① ITコンサルタント	② システムエンジニア						
③ ネットワークエンジニア	④ セキュリティエンジニア						
⑤ プロジェクトマネージャ	⑥ セールスエンジニア						

技術職①（土木・建築）	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ（50 歳以下）、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、本市が指定する国家資格（技術士、技術士補、1 級建築士、2 級建築士、木造建築士、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士、測量士）を 1 つ以上有する方。
技術職②（土木・建築）	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ（50 歳以下）、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校で土木又は建築の専門課程を履修し卒業した方又は令和 8 年 3 月に卒業見込みの方。
技術職③（都市計画）	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ（50 歳以下）、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校で都市計画に関する専門課程を履修し卒業した方で、民間企業等において以下の都市計画業務に 3 年以上携わった経験があること。 ・道路公園などの都市施設計画や総合交通体系計画などの検討業務 ・土地区画整理事業などの市街地開発事業検討業務 ・都市計画マスタープラン、土地利用計画などの検討業務
技術職④（水道）	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれ（40 歳以下）、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、本市が指定する資格（管工事施工管理技士 1 級、管工事施工管理技士 2 級、給水装置工事主任技術者、水道施設管理技士 1 級、水道施設管理技士 2 級、水道施設管理技士 3 級）を 1 つ以上有し、かつ普通自動車運転免許を有する又は令和 8 年 3 月末までに取得見込みの方。
保健師又は助産師	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれ（50 歳以下）、保健師資格若しくは助産師免許を有する方又は令和 8 年 3 月末までに取得見込みの方。
管理栄養士	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれ（45 歳以下）、管理栄養士免許を有する方又は令和 8 年 3 月末までに取得見込みの方。
保育士・保育教諭	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれ（40 歳以下）、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方又は令和 8 年 3 月末までに取得見込みの方。

●受験申込みできる試験区分は一人一つの職種・募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことや申込み後の試験区分の変更はできません。

【全職種共通事項】

- ※ 1 高等学校を卒業後、専門学校を卒業した方又は令和 8 年 3 月に卒業見込の方で次の要件を満たす方は、短大卒相当に該当します。
- ・学校教育法第 125 条に規定する専修学校の専門課程であること。
 - ・修学年数が、2 年以上であること。
 - ・1600 時間以上の授業の履修があること。
 - ・履修の成果が、筆記試験その他の方法により認められることが卒業の要件であること。

※2 職務経験年数等について

・民間企業等における職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。（ボランティア活動等の期間は除く。）

・職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

※傷病休暇や育児休業等は経験年数から除外しますが、産前産後休暇については経験年数に含めます。

・最終合格発表後、職務経験期間を確認するため、職歴証明書等を提出していただきます。

・職務経験は、月単位で算定することとします。1月未満の期間が生じた場合、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

※3 次のいずれかに該当する方は、受験することができません。

・日本国籍を有しない方

・地方公務員法第16条（欠格条項）に定める以下に該当する方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②下田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験資格の審査及び受験票の交付

提出された「下田市職員採用試験申込書」等により書類審査を行い、受験資格適合者に対して受験票を送付します。令和7年6月26日（木）までに届かない場合は連絡してください。

4 試験の日程

※試験実施について日程や会場に変更がある場合は下田市ホームページに掲載しますので、適宜確認してください。

※申込み状況により、二次試験にて事務能力検査、口述試験、実技試験（保育士・保育教諭のみ）を実施する場合があります。その場合、別途通知しますので必ず後日送付する試験日程をご確認ください。

二次試験を実施する場合は、令和7年8月9日（土）を予定しています。

試験日 令和7年7月6日（日）

会場 下田市役所 河内庁舎1階

試験科目

○一般事務職①（大卒・短大卒）：教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験

○一般事務職②（情報処理・資格）：教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験

○一般事務職③（情報処理・経験者）：教養試験（SPI3-G）、小論文、事務能力検査、口述試験

○技術職①（土木・建築）：教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験

○技術職②（土木・建築）：教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験

○技術職③（都市計画）：教養試験（SPI3-G）、小論文、事務能力検査、口述試験

○技術職④（水道）：教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験

○保健師又は助産師	: 教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験
○管理栄養士	: 教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験
○保育士・保育教諭	: 教養試験（SPI3-U）、小論文、事務能力検査、口述試験 実技試験

◆ 可否の発表 令和7年7月下旬に通知（郵送）します。

※ 二次試験を実施する場合は、令和7年9月上旬に通知（郵送）します。

5 試験の方法

教 養 試 験 (S P I 3)	企業で実績の多い「SPI3」で実施します。 SPI3は、社会人全般に求められる基本的な資質を「能力」「性格」の2つの領域から測定していく試験です。
小論文	各職種別の課題に対する理解力、表現力、思考力、その他の能力等について、筆記試験を行います。（原稿用紙2枚以内）
事務能力検査	定型的業務を遂行する上で必要な単純な課題を早く正確にこなす能力を測定していく試験です。
口述試験	人物等について、個別面接試験を行います。
実技試験	職務に応じた専門知識や技術等について、また、課題に対しての実技試験を行います。 ※保育士・保育教諭のみ

6 受験手続

(1) 受験手続申込み方法について

○申込みは、電子申請（LoGo フォーム）で行ってください。パソコンまたはスマートフォンから提出書類をダウンロードし、申込みしてください。

<https://logoform.jp/f/2n4qy>

申込用 QR



受付期間：令和7年5月12日（月）から令和7年6月16日（月）午後5時15分まで

○電子申請による申込みができない方について

電子申請による申込みができない方は、市のホームページから提出書類をダウンロードし、必要書類をプリントアウトした上で、郵送又は直接持参にて必要書類を提出してください。
※下田市役所でも提出書類を交付します。

「下田市職員採用試験申込書」はA4サイズ、履歴書・個人調査表は、A3サイズに印刷して提出してください。

受付期間：令和7年5月12日（月）から令和7年6月16日（月）午後5時15分まで

持参の場合、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時を除く）
（ただし、土日祝日は受付できません。郵送の場合は締切日必着。）

(3) 提出書類

- 下田市職員採用試験申込書（令和 8 年度 4 月採用） 当市様式を使用してください。（A 4）
- 履 歴 書（令和 8 年度 4 月採用） 当市様式を使用してください。（A 3、写真貼付）

※学歴は小学校卒業から記入してください。

電子申請の場合は、写真貼付不要ですが、LoGo フォームにて写真を提出してください。

- 個人調査票 面接時の資料としますので、記入して提出してください。（A 3）
- 卒業証明書等 最終学校発行の卒業証明書（卒業証書の写しでも可）又は卒業見込証明書
- 資格証明書等
 - ・ 一般事務職②（情報処理・資格）、技術職①（土木・建築）、保健師又は助産師、管理栄養士の受験者は、受験資格に掲げる資格の合格証書等の写し（複数取得している場合は全て）
 - ・ 技術職④（水道）の受験者は、受験資格に掲げる資格の合格証書等の写し（複数取得している場合は全て）及び普通自動車運転免許証の写し
 - ・ 保育士・保育教諭の受験者は、保育士資格及び幼稚園教諭免許の写し

※見込みの場合はそれを証明するもの。

※提出書類は試験結果等の如何を問わず返却いたしません。また、試験以外の目的には使用いたしません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、その中から任命権者が採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として令和 8 年 4 月 1 日予定です。
- (3) 健康診断書により職務遂行に必要な健康状態にないときは、内定を取り消す場合があります。

8 健康診断書の提出について

受験申込時は不要ですが、合格者及び補欠者は提出していただきます。

※「健康診断個人票（雇入時）」を配付しますので、病院等で受診し提出してください。

◎ 給与・勤務条件（令和7年4月1日現在）

(1) 初任給（手当を除く）

大 学 卒	225,100 円
短期大学等卒	207,700 円
高等学校卒	195,500 円

初任給は就職歴等により調整されます。

例) 大卒で民間企業での勤務がある場合

大卒／民間企業 13 年勤務（採用 35 歳時）	： 261,800 円
大卒／民間企業 18 年勤務（採用 40 歳時）	： 280,500 円

このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、地域手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

期末勤勉手当（ボーナス）は、夏（6 月）2.3 月、冬（12 月）2.3 月の合計 4.6 月分です。

（ただし、1 年目の夏の期末勤勉手当は、2.3 月×30／100）

(2) 休日・休暇・勤務時間（職種・勤務場所等により異なる場合があります。）

休 日 ／ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

休 暇 ／ 年次休暇は、採用 1 年目に 15 日、2 年目以降は 20 日、その他に特別休暇（結婚休暇、ボランティア休暇、忌引など）、病気休暇、介護休暇があります。

勤務時間 ／ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◎ 研修・福利厚生

(1) 研修制度

新規採用研修のほか、勤務年数、役職、職務に応じた研修所研修や市が独自で行う研修等があります。

(2) 健康管理

年一回の定期健康診断のほか、年齢や職種に応じた各種の検診を実施し、職員の健康管理を行っています。

(3) 共済制度等

各種祝金、見舞金のほか、職員や家族が病気のときの療養費や、退職後の年金を支給しています。全国各地にある市町村共済の保健・宿泊施設などの利用に一部助成があります。

住宅建築資金などを低利で借り受けることができます。スポーツ大会などを行うほか、野球、サッカー、テニス、バレーボール、ゴルフ等のクラブ活動も活発に行われています。

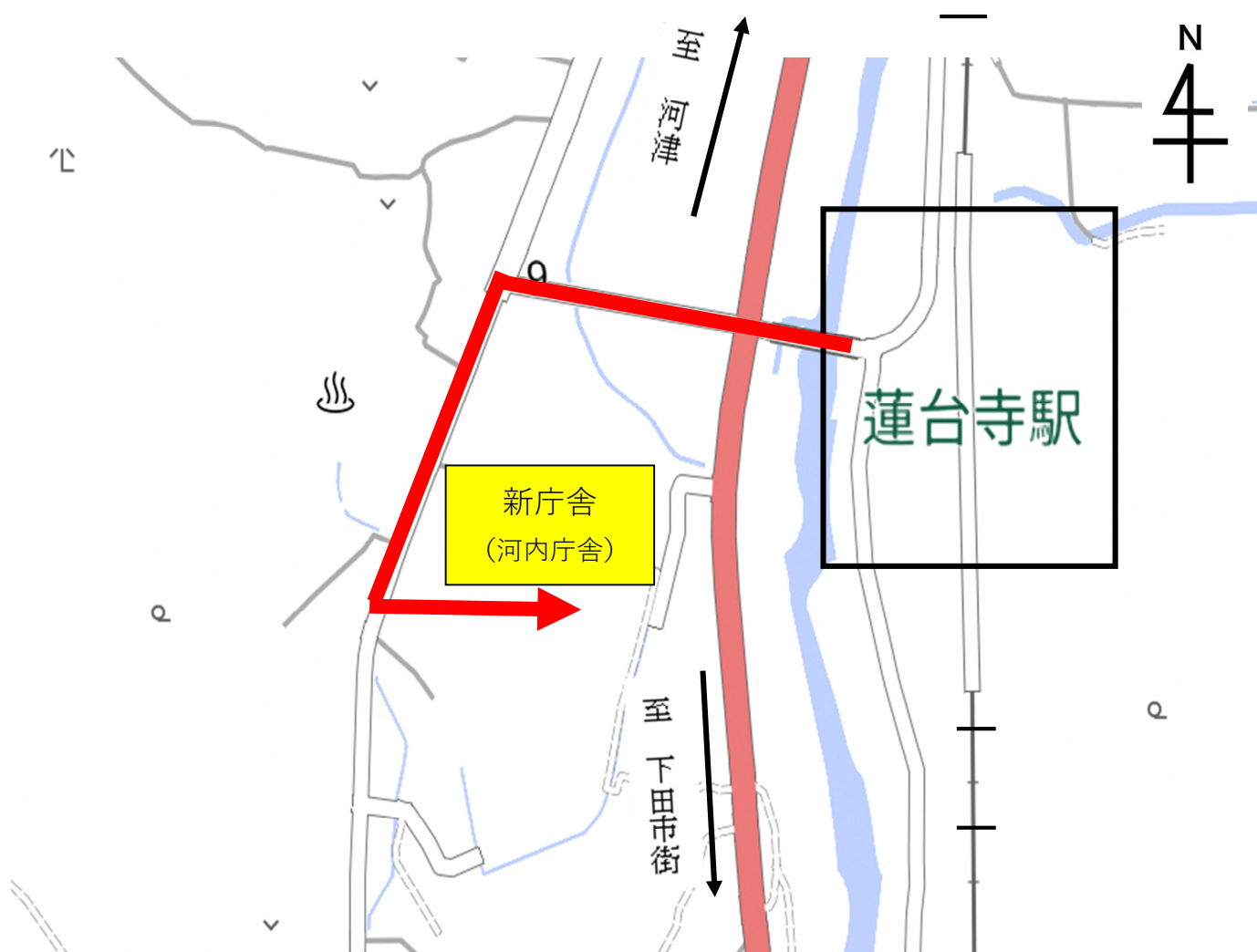
住所：静岡県下田市河内 101 番地の 1

案内用 QR



下記サイトに記載されている Google マップもご参照ください。

<https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/081600shinchousha/156618.html>



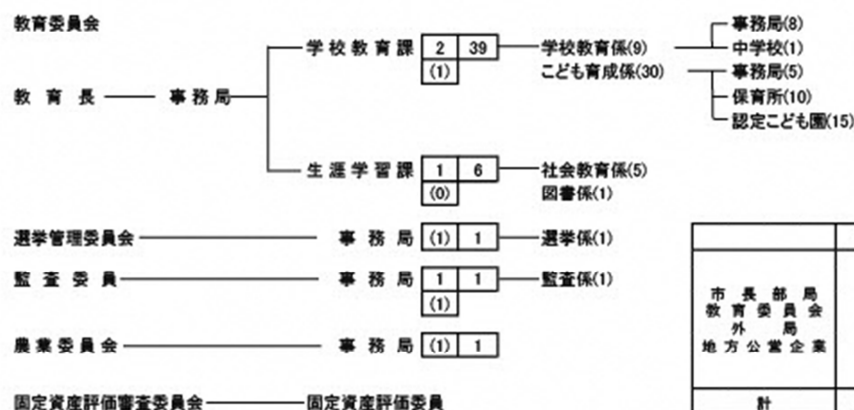
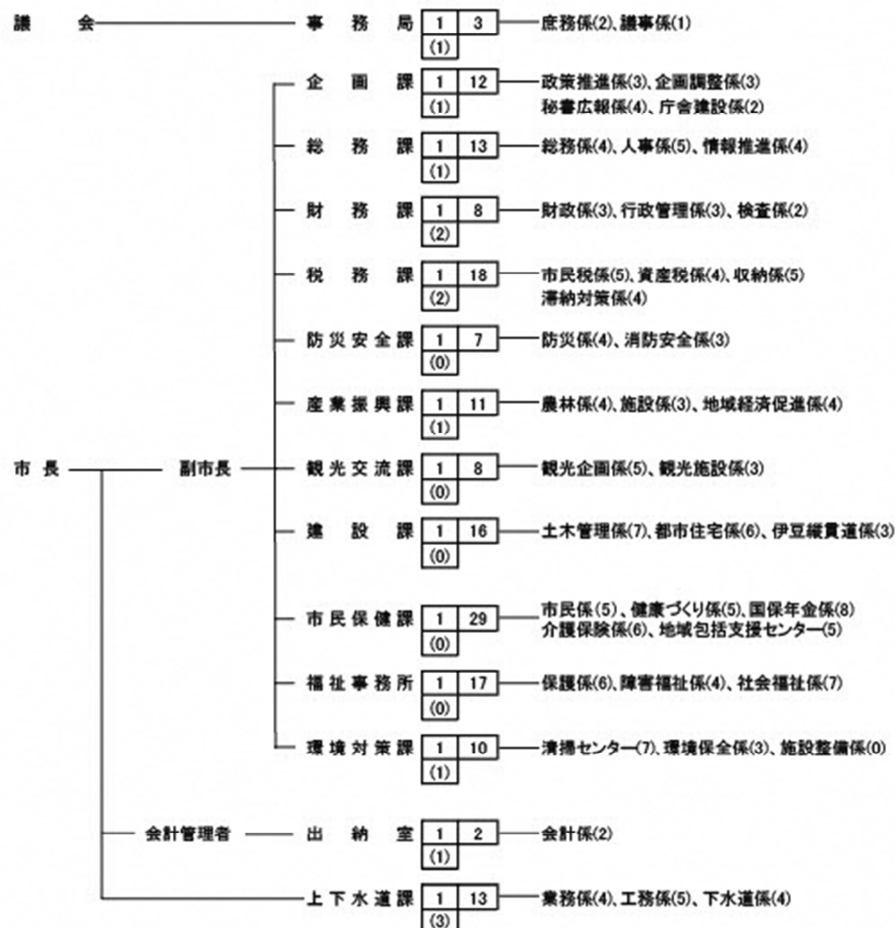
国勢人口(推定値) R2.10.1	住民基本台帳人口 R7.4.1	類型	令和7年度 一般会計予算
20,183人	19,016人	I-3	13,620,000千円

特別職 3人 (教育委員会)	一般職					計
	一般	現業職	保育士	教諭	保育教諭	
	199人	10人	9人	0人	15人	233人

派遣職員等を含め 238人

(令和7年4月1日現在)

下田市行政機構図



	定 数	実 数
市 長 部 局	172	163
教 育 委 員 会	85	48
外 局	11	8
地 方 公 営 企 業	18	14
計	286人	233人

(注)特別職、派遣職員、及び兼務は実数に含まない。

前が所属長数
後が職員数(課長補佐を含む)

※ 所属長の()は兼務
※ 下段()内の数値は課長補佐職